

「青森県沖日本海（南側）」の促進区域指定の案に対する意見書の内容と回答

番号	意見書の内容	回答
1	<p>私は、直接の利害関係者ではありませんが青森県民です。今回の洋上風力発電開発について意見を述べたいと思います。</p> <p>昨今、稼働を止めた風力発電の風車が撤去されず（撤去費用を出す元の特定がなされていない）そのまま放置され景観的にも住民の生活安全の観点からも異常な事態に陥っている地域が世界中で散見されていることは当然ご存知のことと思います。故郷である青森県の一部が将来そのような事態に陥らない様、事業者から工事着手前に「撤去費用の供託」を該当市町村（中泊町）に行うよう要請をすべきと考えます。</p> <p>洋上風力発電については、日本風力からの賄賂で現職国会議員の逮捕、国防上のレーダーに風車が与える影響、低周波による健康被害、火力発電の 1/20（1 m）という発電効率の悪さ、FIT・FIP 制度による見えない部分での国民負担等国民・県民が納得できない要素は枚挙にいとまがありません。仮に”地球温暖化”対策に貢献できるとしても Co2 排出量が全世界の 10%未満の日本が貢献できるのは 0.0001%未満です。ここを議論しても平行線でしょうし、推進する側は国の事業として自信と責任を持って事業にあたられることと思います。</p> <p>洋上風力発電設備が寿命を迎えた時の撤去費用、更に言えば地震大国である日本で 3・11 八戸で起きた津波による”タンカーうちあげ”のようなことが数十機の風車で起きた場合の壊滅的な生活圏への打撃をもカバーできる供託金を事業者は預けるべきです。</p>	<p>○ 洋上風力発電設備に関する撤去について、「一般海域における占用公募制度の運用指針（令和 4 年 10 月改訂）」において、公募占用指針の策定時には撤去に関する事項も定める旨を規定しています。</p> <p>具体的には、占用許可期間の終了後又は公募占用計画の提出者が経営破綻した場合に備えた撤去方法や撤去費用の確保に関する方法について示すこととしており、金融機関による保証や積立てなど、倒産時を含めて撤去を確実に担保するための方策を義務付けています。</p>
2	<p>漁業や景観など影響を受けそう 中国から日本を守りたいです</p>	<p>○ 「中国から日本を守りたい」という意見の趣旨が不明であり、回答を示すことが困難です。</p>